○農林水産省告示第三百二十七号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十九年三月三十一日農林水産省告示第四百九十九号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十九事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月九日

農林水産大臣　齋藤　健

本則中「千三百四十六億九千二百六万四千円」を「千四百二億四千二百五十二万四千円」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省
環境省
経済産業省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成三十年二月九日

農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

一　名称　協同乳業株式会社
二　住所　東京都中央区日本橋小網町十七番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	七二〇ミリリットル	四〇〇グラム	牛乳用	平成二十一年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号図二のとおり
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四一〇グラム	牛乳用	平成二十一年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号図三のとおり
ガラス	無色	八〇ミリリットル	一四二グラム	乳酸菌飲料用	平成二十四年十一月農林水産省・経済産業省・環境省告示第六号図第十のとおり

一　名称　四国乳業株式会社
二　住所　愛媛県東温市南方九五五番地一
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四五〇グラム	牛乳用	平成十二年六月厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号図第四十一のとおり

一　名称　名古屋牛乳株式会社
二　住所　愛知県名古屋市昭和区広路通一丁目十二番地
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳・乳飲料・清涼飲料用	平成十二年六月厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号図第二十六のとおり

一　名称　農業生産法人有限会社ＥＭ玉城牧場牛乳
二　住所　沖縄県南城市玉城字富里五五二番地
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四五〇グラム	牛乳用	平成十六年三月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第十三のとおり

一　名称　オーム乳業株式会社
二　住所　福岡県大牟田市新勝立町一丁目三十八番一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳用	平成十三年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第十一のとおり
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四五〇グラム	牛乳用	平成十三年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第十二のとおり

一　名称　大内山酪農農業協同組合
二　住所　三重県度会郡大紀町大内山三二四八番の二
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳用	平成十三年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第三のとおり
ガラス	無色	五〇〇ミリリットル	三〇五グラム	牛乳用	平成十三年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第四のとおり

一　名称　ニシラク乳業株式会社
二　住所　福岡県北九州市小倉南区大字朽網三九一四番五
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四五〇グラム	牛乳用	平成二十七年三月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第三のとおり

一　名称　飛騨酪農農業協同組合
二　住所　岐阜県高山市新宮町三三六九番地
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇ミリリットル	一四六グラム	牛乳用	平成十二年六月厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号図第十二のとおり
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳用	平成十二年六月厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号図第十三のとおり